

塗装小委員会御中

2005.02.03

塗装小委員会委員 吉田 言

(社団法人日本鉄鋼連盟 環境保全委員会副委員長)

塗装へのVOC規制への提案

1.規制対象

1) P. 4の2. 塗装の用に供する乾燥又は焼付施設の○の1の文末に「規制の対象をこの類型の中で30%にすべきとの意見があった」ことを記載する。

(理由) VOC削減量は、全体で30%を目標にしている。この内、自主的取り組みを30%とすると、開放系を含めた6類型以外の約4割で12%を負担し、6類型の小規模施設で10%、大規模施設で8%を負担し、加えて先に示された規制の削減代40%を効果に織り込むと、大規模施設の2割をカバーすることで30%削減を実現できる。

これは6類型の比率を6割とすると1/3に相当する。

2) P. 4の○の3を削除する。

(理由) 640ppmCは規制対象と排風量の範囲で十分な濃度データがなく、推計する意味がない。

3) P. 4の○の6はデータを掲載する。

(理由) 除外するのであるから、データを示すべきである。

2.濃度基準

1) P. 6の○の1では、「処理を行った後の」の前に「規制対象の排風量の範囲における」を追加する。

(理由) 規制対象施設における既設の対策済み設備(自主的取り組み)の実績を考慮して算出することを提案する。

2) P. 6の○の2の前に○を追加し、今回データが板幅の代表値であることから、排出量の変動幅として2倍を見込む。(濃度基準としては、1000ppmC)

(理由) 記載のデータは統計的に処理できるランダム性がないので、個別データのバラツキ要因を考慮して設定し、塗装の厚みと板幅を考慮すべきと考える。

3. 自主的取り組みについての意見

4. に追加して、経過措置の前に「5. 自主的取り組みについて」を設けて、以下の意見を記載する。「今回の検討では、すでに自主的に排出抑制を実施している施設の処理後のデータで規制を決めているが、個別の自主的取り組みを評価せずにこれを単純に統計処理することに反対する意見があった。」

(理由) データの上位 10%を除外できるとの議論が十分にされていないことに加え、除外できる理由が明らかではない。処理は削減しようとしている事業者が実施しているもので、処理設備を追加する観点に加えて改造することを含めて審議する必要がある。削減率が不十分であるとの理由でデータを除去するのであれば、さらにデータを追加して検討する必要がある。

以上